

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
温泉法第2条、第3条	温泉法第2条により規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	c	-	人為的な処理により製造されるいわゆる濃縮温泉水については、その製造過程において、性状が大きく変更されることから、温泉法に規定する温泉には該当しない。 なお、要望理由にあげられている「効果機能」の表示については温泉法上特段の規定はないことを申し添える。		z1300001	環境省	濃縮温泉水を温泉法に基づき温泉と同等に取り扱ってほしい。	5008	50080001	11	株式会社 ヒロ		濃縮温泉水を温泉法に基づき温泉と同等に取り扱ってほしい。	濃縮温泉水を温泉法に基づき温泉と同等に取り扱ってほしい。 濃縮温泉水は、天然温泉を水分のみ蒸発させているので、成分外の損傷は殆どなく水道水等で希釈するとはば温泉成分に戻る。(95%以上) 現行の温泉法による温泉は、ろ過循環、水による希釈、塩素酸ナトリウム投入も全て温泉と称して許可している。 濃縮温泉水は、人為的に手を加えているために「温泉法」の範疇にないといわれている。 現在の温泉施設の温泉水の大半は、人為的に手を加えているが「これ」が「法」の基の温泉であるとしているが「濃縮温泉水」は認められない。 「温泉法」は、掘削に伴うこと以外に罰則規定がない。	濃縮可能な範囲で全国の温泉地において天然温泉を生かして可能な限り「全国温泉シリ、ス」を作り、濃縮し、コンパクトにして輸送コストを削減し、消費者に確かな温泉の提供をしたい。 「温泉療法医」の要望もあるので、特に「アトピー」性皮膚炎の患者さんの自宅での温泉療法と、アフター・ケア、の役に立ちたい。 「アトピー」性皮膚炎の患者さんは、ろ過循環し塩素投入した温泉で治療はできない。 天然温泉の保護と、本物温泉にこだわりを持って温泉を扱いたい。 濃縮温泉の効果機能を消費者に明確に表示し、人々の健康のために本物温泉を提供したい。	濃縮温泉水を温泉法に取り入れたらいいのであるが、濃縮温泉水は温泉法に基づき温泉でないためにその効果機能を表示できないために医療機関等が導入できない。 母体の理由で公的機関の導入をしてもらえない。 「温泉療法医」の取り組みで、アトピー性皮膚炎の自宅温泉治療法目的に使用し、通常の温泉水を使用しなければならぬ困難である。この解決策として温泉水を濃縮して輸送できるよう考えたい。 「濃縮温泉水」を自宅水道水で希釈して源泉成分に戻すことができ、医学的にも温泉効果を生かすことができる。これが何より重要であるため温泉の効果効果と温泉成分表示を明確にして消費者を安心させたい。	1. 濃縮温泉水に関する温泉法の経費について(回答) 2. 濃縮温泉水について(回答) 3. 濃縮温泉水に関する温泉法の経費について(回答) 4. 濃縮温泉水に関する温泉法の経費について(事務連絡) 5. 濃縮温泉水について(回答) 6. 濃縮温泉水について(回答) 7. 温泉表示に関する実態調査報告書(調査発表資料) 8. 濃縮温泉水について(回答) 9. 濃縮温泉水について(回答) 10. 景品表示法に基づく対応について(回答) 11. ~15. 新聞記事
使用済自動車の再資源化等に関する法律	来年1月以降、自動車所有者は自動車リサイクル料金を原則、新車購入時、継続車検時、または取時に預託する義務が生じる。	b		自動車リサイクル料金は、当該車両が使用済みとなった時点から費消されるため、その性格上、会計上の費用処理もその時点となる。レンタカーの乗り逃げの場合も、リサイクル料金は、使用済みとなった際に、リサイクルにかかる費用として費消されるシステムとなっている。しかし、自動車の乗り逃げ、盗難等の際、当該車両のリサイクル料金の取扱いについては、今後、整理を行う必要はあると考えている。		z1300002	環境省	レンタカーの乗り逃げ車両のリサイクル費用(預託金)の費用化	5015	50150001	11	オリックス・レンタカー株式会社		レンタカーの乗り逃げ車両のリサイクル費用(預託金)の費用化	預託金については、最終所有者が使用済み車両を引き取り業者へ運んだときに費用化ができるがあるが、乗り逃げの場合には、乗り逃げ証明などの方法で抹消し、預託金の費用化を認めしてほしい。		乗り逃げ車両は、発見されない限り費用化ができないため、永久に預託金が消えない。企業の経理処理として現実とかけ離れた処理であり、不自然である。	
産業廃棄物処理法第14条、第15条、第8条、第19条等	産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可並びに立入検査、報告徴収、改善命令及び措置命令等の産業廃棄物行政に係る権限は都道府県知事(保健所設置市にあってはその市長。)に委ねられている。	c		産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、産業廃棄物の処理は広域的な処理を前提として行われていること、産業廃棄物処理施設の設置許可に当たっては周辺地域の生活環境保全を確保する必要があり、かつ相当量の事務負担を要すること等から、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長。)による許可制としているところであり、都道府県に準ずる能力を有すると見込まれる保健所設置市以外の市町村に権限を委譲することは適切ではないと考える。		z1300003	環境省	産業廃棄物に係る許可権限の市町村への委譲	5023	50230002	11	愛知県豊島市		産業廃棄物に係る許可権限の市町村への委譲	産業物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物の処理に係る包括的な権限を市町村に委譲しようといふの	産業物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物の処理に係る包括的な権限を市町村に委譲しようといふの	産業物処理法は、一般廃棄物を市町村、産業廃棄物を都道府県と所管を区分しているが、ごみ問題の大きなウエイトを占める産業廃棄物の不適正な、あるいは不法な処理、処分原因のひとつは、現場を出入り市民の第一報を受ける市町村に権限を委ねなく、都道府県が対応を始めたときには取り返しのつかないほど事態が深刻化することにあと考えられる。 産業物の不適正・不法な処理によって健康、悪臭、土壌・地下水汚染など深刻な生活環境の汚染に苦しんでいる住民を前に現行法の下では市町村は対応できないが、市町村にその権限を戻すことによって環境被害を迅速に処理することができる。 都道府県には、産業廃棄物の市町村域を超えた収集運搬・処理処分の流れ全般を管轄し、個別の処理施設等については市町村が管轄することが実態に適した責務の分担であるとする。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法第2条	廃棄物の定義については、平成11年の最高裁決定を踏まえ、廃棄物とは自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要となった物をい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決することとしている。	c		リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱われるのが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。御要望にいう新たな廃棄物の定義の策定や運用の見直しの内容は、その方法とリサイクルされる物のとをセットにした。許可の特例制度(再生利用認定制度、広域認定制度など)を活用することにより、適切な廃棄物処理・リサイクルを推進していくべきと考えらる。		z1300004	環境省	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の定める「廃棄物」概念及び運用の見直し	5028	50280013	11	社団法人 関西経済連合会	13	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の定める「廃棄物」概念及び運用の見直し	廃棄物処理法で定める「廃棄物」概念について、「有償性」に拘泥せず、一定の実態要件の下で規制緩和し、リサイクルの効率的な推進のための条件整備を図る。		従来、行政は、一般に売却できなければ全て廃棄物処理法で定める「廃棄物」として取り扱うとする「有償物説」を採用してきたため、これが、リサイクルを進める場合の取扱いに際して制約となってきた。しかし、再生資源として扱われるものであれば、例え有償でなくも事前選別事実の存在・実際の再生実績・など脱法行為を抑制するため一定の実態要件の検証が可能であれば、再生資源としての実態を反映して、新たな「廃棄物」定義の策定や運用の見直しが可能であると考えられる。	
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するパリゼル条約	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するパリゼル条約	c		船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、パリゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出入管理令別表第2の35の20項(1)に掲げる貨物となる。解船等による金銭の回収等、パリゼル条約附書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶石綿又はPCB等パリゼル条約附書に掲げる貨物を船体本体に含有することによりパリゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶	したがって、当該船舶の輸出をしよとす者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳船等により運搬されるものであるかを問わず、パリゼル法第4条第1項の規定により国為専及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。	z1300005	環境省	解船等のために輸出される船舶の「パリゼル法」に基づく輸出手続きの廃止	5031	50310007	11	社団法人日本船主協会	7	解船等のために輸出される船舶の「パリゼル法」に基づく輸出手続きの廃止	現在、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下、「パリゼル法」と呼ぶ)を施行は、平成11年5月の通告により、解船等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。この「パリゼル法」に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。	有害廃棄物の「荷役を結ぶ移動」の管理に基づき「パリゼル法」は、荷役を結ぶ自由を活動する船舶についてき厳格であり、荷役を結ぶ移動や船舶に適用した場合多くの問題が生ずるため、現在それを対象とするものが少く、関係が議論されている。実際に、同条約を船舶に適用した場合、廃棄物とは関係のない「寄港国」が輸出による等知覚の問題が生ずる。また、解船やドックで自力航行する船舶に同条約が適用される危険な廃棄物の除去を要求することは航行安全上支障であり、海難事故の発生が懸念される。また、解船等の移動を結ぶに等しい。現在主要な船舶の移動を結ぶには「パリゼル法」の概念にない多数の利害関係者が含まれる複雑な経済活動であり、単に船舶の荷役を結ぶ移動を管理、禁止すること解決できるものではない。そのため、船舶の建造時から解船面への最終航海までの船舶のライフサイクルを考慮した段階的段階的解船等(以下「段階的解船」と呼ぶ)を推進することとしている。このようにして、船舶を関係の削減を図ることによって多くの荷役を削減することによって、わが国では、平成11年5月の通告により実現した。日本籍船舶の輸出が公平な競争となり、日本籍船に係る過剰な規制の緩和が図られる。従って、日本籍船の円滑な解船を確保し、より環境に優しい船舶への代替を促進するために同通告の廃止を求める。		
	当省においては、債権譲渡禁止特約の担保において、特種保証機構協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に対して売却権を譲渡する場合にあってはこの限りでない」とことである。	d		経済産業省などと同様の取扱いとしている為特約の対応はしない。		z1300006	環境省	国、地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース業協会	22	国、地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省など一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体において迅速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	債権譲渡禁止特約が資産流動性の過格要件の障害となっている。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)第27条(事前届出)第55条(5)(事後報告)	外国投資家の定義のうち、非居住者である個人、または外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については、外国投資家と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	(理由) ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種において事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		z1300007	環境省	外為法に基づく外国投資家規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース業協会	32	外為法に基づく外国投資家規制の適用除外	外国投資家の定義のうち、非居住者である個人、または外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまうような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に照みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。		
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)第27条(事前届出)第55条(5)(事後報告)	外国投資家の定義のうち、非居住者である個人、または外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については、外国投資家と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	(理由) ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種において事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		z1300007	環境省	外為法に基づく外国投資家規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく外国投資家規制の適用除外	外国投資家の定義のうち、非居住者である個人、または外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまうような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまうような場合には、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。		
産業廃棄物処理法第2条第4項、産業廃棄物処理法施行令第2条	産業廃棄物に該当するものについては、産業廃棄物処理法第2条第4項及び産業廃棄物処理法施行令第2条において規定されているが、そのうち紙、びん、水、びん及び繊維くず等については、一定の業種から排出されたもののみ産業廃棄物と扱ふこととしている。	c	-	産業廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任を各自が産業廃棄物法上の区分にかんがみると、同一性状であることをもって処理の責任主体までを同一とすることは排出事業者責任をいまいにすものであり適切ではないと考える。なお、平成15年産業廃棄物処理法改正により、産業廃棄物処理施設の設置者が、その施設において処理を行っている産業廃棄物と同等の性状の一般廃棄物を、都道府県知事等への届出により受け入れることのできる特例が設けられており、この特例を利用することにより産業廃棄物処理施設において一般廃棄物である水びんを受け入れることが可能である。		z1300008	環境省	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	5039	50390040	11	社団法人 リース業協会	40	産業廃棄物で業種指定により一般廃棄物となるものの業種指定の撤廃	業種指定により、取扱が産業廃棄物か一般廃棄物か区分されるもの(木屑、繊維屑等)について、指定業種以外から発生した廃棄物が事業活動により生じた廃棄物は、産業廃棄物として処理することをとすべきである。具体的には、現行法では一般廃棄物となる、リース家具・木パレット等は、行政の処分場で処理する場合には、焼却もしくは破砕立となるが、民間の処理施設であれば、チップ化等資源化技術を導入しているところがある。	一般廃棄物は自治体に処理責任があり、自治体の計画・配置の下で処理がなされるが、収集運搬の方法、処理方法等が事業者ニーズに合致していないことがある。産業廃棄物の場合、基本には民間の収集運搬・処理施設を利用するため、利用者(排出事業者)の利便性が高まり、合理的な処理が可能となる。また、ここで問題としているような木製家具・木パレット等は、行政の処分場で処理する場合には、焼却もしくは破砕立となるが、民間の処理施設であれば、チップ化等資源化技術を導入しているところが多く、リサイクル処理も可能である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)			
なし	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない	d		廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されており、都道府県の定める要領、環境条例は、都道府県において検討されるべきものである。		z1300009	環境省	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止 補完化	5078	507800022	11	(社)日本経済団体連合会	22	都道府県等による事前協議制の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等指導すべきである。少なくとも環境省は、資源循環型社会の形成の推進を図るための行政指導等については見直しする。地方公共団体に対して「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や最終処分処理を行うのではなくリサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済むようにする」といった指導をするべきである。	事前協議が必要となると、許認可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。 とわけて、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うリサイクル処理を行うにいかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。 昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものに一律に取られるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に正味の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議は求められていない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得、更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。				
廃棄物処理法第6条の2第6項	事業系一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法第6条の2第6項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画にしたがってその一般廃棄物の処理を他人に委託する場合は、同項に規定する委託基準に基づき委託しなければならない。	c	—	事業系一般廃棄物のうち、何を産業廃棄物にするべきと主張されているのが不明であるが、 ＜要＞排出事業者責任の下で処理されている産業廃棄物については、処理施設の不備、不法投棄の多発等の状況が見られること、また、産業廃棄物分野の構造改革を進めているところであるが、それが実態に反映しきれていないこと、さらには、そのような厳格な排出事業者責任について、現在事業系一般廃棄物として処理されている産業廃棄物の排出事業者すべてが負担しきれないが疑わしいことから、事業系一般廃棄物を産業廃棄物として処理し、処理するべきである。 ＜要＞平成15年12月1日施行の改正産業廃棄物処理法において、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を区別する施設設置許可に係る特例制度が創設され、同様の性状を有するにもかかわらず、産業廃棄物として処理することができると考えられる一般廃棄物については、すべて当該制度の対象としなくてはならない。なお、この項においては、収集運搬の許可についても規制緩和を要望されているようであるが、一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って処理体制が確保されており、市町村が直接収集運搬せず、民間業者を活用する場合には市町村から委託を受けるが、産業廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬の許可を得ることで行っていることと異なり、その処理は市町村の職責に委ねられているところである。		z1300010	環境省	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	5039	50390042	11	社団法人 リース事業協会	42	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。
廃棄物処理法第6条の2第6項	事業系一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法第6条の2第6項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画にしたがってその一般廃棄物の処理を他人に委託する場合は、同項に規定する委託基準に基づき委託しなければならない。	c	—	事業系一般廃棄物のうち、何を産業廃棄物にするべきと主張されているのが不明であるが、 ＜要＞排出事業者責任の下で処理されている産業廃棄物については、処理施設の不備、不法投棄の多発等の状況が見られること、また、産業廃棄物分野の構造改革を進めているところであるが、それが実態に反映しきれていないこと、さらには、そのような厳格な排出事業者責任について、現在事業系一般廃棄物として処理されている産業廃棄物の排出事業者すべてが負担しきれないが疑わしいことから、事業系一般廃棄物を産業廃棄物として処理し、処理するべきである。 ＜要＞平成15年12月1日施行の改正産業廃棄物処理法において、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を区別する施設設置許可に係る特例制度が創設され、同様の性状を有するにもかかわらず、産業廃棄物として処理することができると考えられる一般廃棄物については、すべて当該制度の対象としなくてはならない。なお、この項においては、収集運搬の許可についても規制緩和を要望されているようであるが、一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って処理体制が確保されており、市町村が直接収集運搬せず、民間業者を活用する場合には市町村から委託を受けるが、産業廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬の許可を得ることで行っていることと異なり、その処理は市町村の職責に委ねられているところである。		z1300010	環境省	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	5040	50400038	11	オリックス	38	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。	事業系一般廃棄物の収集運搬 処理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、現在の分類では「一般廃棄物」と区分されるものについて、収集運搬 処理方法の選択にあたり排出事業者の裁量を拡大すべきである。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法第6条の2第1項、第2項、第7条第1項、第9条の8第1項、第9条の9第1項	廃棄物処理法上、市町村は自らが策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされており、その処理は市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用して適正に行うこととされている。なお、広域認定制度は、一定の要件を満たした場合に廃棄物処理法の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度であり、再生利用認定制度は一定の要件を満たした場合に廃棄物処理法と廃棄物処理施設設置の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度である。	c.d	—	廃棄物処理法上、市町村は自らが策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされており、その処理は市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用して適正に行うこととされている。なお、広域認定制度は、一定の要件を満たした場合に廃棄物処理法の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度であり、再生利用認定制度は一定の要件を満たした場合に廃棄物処理法と廃棄物処理施設設置の許可を不要とする廃棄物処理法上の特例制度である。		z1300011	環境省	廃棄物処理について地方自治体によるごみの処理方式の標準化、統一化	5041	50410010	11	㈱ 日本フランチャイズチェーン協会	10	廃棄物処理について地方自治体によるごみの処理方式の標準化、統一化	市町村内処理の規制撤廃。適正処理を条件に、当該市町村許可業者以外でも回収可能とし、競争原理の導入。地方自治体によるごみ処理方式の統一化(ごみ処理の全国的標準化) 広域処理体制の確立 一般廃棄物の有用資源リサイクルのための収集運搬及び処理施設許可への規制緩和を要望		一般廃棄物処理は各市町村に処理責任と自己処理の原則より地域があり、また市町村の許可業者以外は回収できないし、一般廃棄物の資源化に向けた取組み実施の場合、超域した効率的回収が出来ない。また処理施設を建設する場合は廃棄物処理業としての許可申請のため時間と労力がかかり、リサイクルが進みづらく自治体により、夫々処理方法が不統一であり、そのためコスト労力等の負担が過重になる。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第20条	一般廃棄物の処理を行うとする場合、当該一般廃棄物処理する区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないこととされている。また、食品リサイクル法においては、食品廃棄物を広域的に収集する上で拠点から廃棄物処理法の特別措置がとれている。これは、一般廃棄物収集運搬業者が食品関連事業者(食品廃棄物の排出者)から委託を受け、登録再生利用事業者の事業場へ食品廃棄物を運搬する場合、荷下し先の市町村での廃棄物処理法の許可が不要となるものである。	d		廃棄物処理法においては、一般廃棄物の処理を行うとする場合、当該一般廃棄物処理する区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないこととされている。また、食品リサイクル法においては、食品廃棄物を広域的に収集する上で拠点から廃棄物処理法の特別措置がとれている。これは、一般廃棄物収集運搬業者が食品関連事業者(食品廃棄物の排出者)から委託を受け、登録再生利用事業者の事業場へ食品廃棄物を運搬する場合、荷下し先の市町村での廃棄物処理法の許可が不要となるものである。		z1300012	環境省	生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移動要望	5041	50410011	11	㈱ 日本フランチャイズチェーン協会	11	生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移動要望	生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移動許可		廃棄物処理法では、生ゴミ等の一般廃棄物は区内(市町村)で処理をし、他の市町村へ運ぶことが認められていない。一方、食品リサイクル法では生ゴミのリサイクルの場ならば搬出者と搬入地双方の市町村の許可があれば認めるとされている。この判断について市町村ごとに見解が異なる為、生ゴミリサイクルが進まないケースがある。食品リサイクル法に義務づけられた通り、2006年度までに生ゴミ排出量の20%を削減又はリサイクルする為に規制緩和が必要である。	
廃棄物処理法施行令第6条第2号ロ(3)	産業廃棄物の中間処理の際の産業廃棄物の保管については、当該産業廃棄物に係る処理施設の一当たりの処理能力に相当する数量に、十四を乗じて得られる数量を越えないようにすることとされている。	c		廃棄物の保管については、搬出量又は廃棄物処理施設におけるその処理能力に比して過大な量の保管・運搬途中の積替え又は保管場所への山積み等防止するよう保管数量の制限を設けている。この制限は、季節等により保管量が変動することを踏まえた上で設けたものであり、廃家電の引取状況に照らしても合理性を有している。		z1300013	環境省	家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和	5042	50420001	11	ソニー一機		家電リサイクル法で規制されている製品群については、その製品の性状や排出の特性等を考慮した上で、保管数量に係る当該規制を緩和する方向で、検討いただきたい。	家電リサイクル法で規制されている製品群などについては、その製品の性状や排出の特性等を考慮した上で、保管数量に係る当該規制を緩和する方向で、検討いただきたい。	家電リサイクルプラントへの過剰な投資が抑制できるものもある。	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)施行令第6条第1項(第二号ロ)で、廃棄物の保管数量について、当該廃棄物処理施設の処理能力の14日分を超えないこととされている。一方、廃棄物処理法施行規則第7条の六で、廃棄物の保管期間については、適正な処分又は再生を行うために必要と認められる期間とする、との強力的な規定を設けている。現在、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)で回収される保管された廃棄物(使用済み家電)も、廃棄物処理法上の一般的な保管規制を受けている。家電リサイクルプラントでの処理は出来る限り処理台数(または投入台数)を標準化した状態で作業をすることが望ましいのであるが、家電の排出は季節変動が大きいため夏場は使用済みエアコンの量が急増するなど、処理台数の標準化を促すような保管規制を満足するためには、数ヶ月間の処理能力をあらかじめ用意しなければならぬことになり、過剰な設備投資を強いることになり問題である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
産業廃棄物処理法第15条、第15条の2の5等	産業廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の設置許可や変更許可を受ける場合には、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならないとされている。	c		産業廃棄物処理施設の設置許可に必要な生活環境影響調査の結果は、都道府県知事が施設の設置許可を行うに当たり、当該施設の構造や維持管理が周辺地域の生活環境に適正に配慮されているものかどうかを審査するための基礎資料となるものである。なかでも、産業廃棄物焼却施設については、ダイオキシンを発生するおそれがあること等から通常のポイラーと比べより厳しい規制が行われており、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設であるため、生活環境影響調査書等の許可手続を簡略化することは適切ではない。		z1300014	環境省	産業廃棄物処理装置設置に係る許可の変更等	5043	50430006	11	日本製紙連合会	6	産業廃棄物処理装置設置に係る許可の変更等	ポイラーの燃焼実績で過去に事故・違反の無い事業所に対して、新たに燃料として廃棄物を使用する場合等の許可を簡便にしたい。		ポイラーで新たに廃棄物を燃焼処理等する場合、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(環境アセスメント)の結果を申請書類に添付せねばならず、申請から許可が下りるまで最長でも2年を要す。		
産業廃棄物処理法第2条第4項第1号	事業活動に伴って生じた燃え殻は、産業廃棄物と規定されている。	c		産業廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任を背負した産業廃棄物処理法での区分がかんがみると、同一性状であることをもって処理の責任主体までを同一とするのは排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。		z1300015	環境省	産業廃棄物の分類上の定義について	5043	50430007	11	日本製紙連合会	7	産業廃棄物の分類上の定義について	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、焼却灰は産業廃棄物ではないが、一般廃棄物と同等の扱いをして欲しい。		産業廃棄物処分において、事業活動に伴って生じた焼却灰は産業廃棄物の燃え殻とみなされ、一般廃棄物と比べて約2倍に当たる高熱の処分料を請求される。焼却灰と燃え殻は明らかに違う廃棄物なので、区分をして欲しい。		
産業廃棄物処理法第15条、第15条の2、産業廃棄物処理法施行令第7条	産業廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については、施設ごとの構造基準、維持管理基準に適合しなければならないとされている。そのうち焼却施設については、その構造基準において、燃焼ガスを摂氏800以上の温度を保持しつつ、2時間以上滞留できるものであることと規定されている。	c		ダイオキシン類の排出抑制のためには廃棄物を完全燃焼させることが重要であり、ダイオキシン類の排出抑制を確実に担保するための燃焼管理の指標として燃焼ガスの温度は800以上と設定している。御要望の施設についても、不適切な燃焼が行われた場合、ダイオキシン類が排出される可能性が否定できないことから、許可対象施設であれば、現行の構造・維持管理基準を遵守していただく必要がある。		z1300016	環境省	廃掃法に基づく(産業)焼却炉適用除外(シェル砂再生炉の除外)	5048	50480013	11	社団法人 日本自動車工業会	13	廃掃法に基づく(産業)焼却炉適用除外(シェル砂再生炉の除外)	シェル砂再生炉は資源の有効利用の観点から使用している施設であり、自社同一敷地の工程内リサイクル利用施設については、廃掃法の(産業)焼却炉の対象設備から除外できるよう適用除外を設定していただきたい。	シェル砂再生炉は資源の有効利用の観点から使用している施設であり、自社同一敷地の工程内リサイクル利用施設については、廃掃法の(産業)焼却炉の対象設備から除外できるよう適用除外を設定していただきたい。	自社内に設置されたシェル砂再生炉は自社の鋳物工程から発生するシェル中子の鋳物砂を再生利用することが目的の施設である。廃棄物焼却炉扱いにすることで構造基準中子の鋳物砂を再生利用することが目的の施設である。構造基準の遵守については、構造基準の遵守がシェル砂の中に結合材として1.5%混入しているレジン(フェール)樹脂を焼却する必要がある。平成12年に環境省からシェル砂の再生炉が廃掃法上の(産業)焼却炉に該当する旨、通達あり)	シェル砂の再生利用のためには炉内温度800(800は不可)でレジン(フェール)を加熱・乾燥させる必要があるが、ダイオキシンの発生源である塩素はレジン中に含まれないために、2次燃焼炉がない既存炉種でダイオキシン濃度は小取点(約0.01)で規制値(約0.01)よりも限りなくゼロに近い値となっている。焼却炉の構造基準を遵守するために、機能上は必要のない2次燃焼炉(800、2秒滞留)を燃焼炉の後に新たに設置する必要がある。(平成12年に環境省から設置された炉は単によって乾燥炉や焙煎炉の扱いとなっており2次燃焼炉はない)必要性がない2次燃焼炉(なくてもダイオキシンが充分低い)を、構造基準遵守のために設置することになり、燃料増加(800、800)によるCO2増加等、むしろ大気環境を悪化させることになる。また工場内設置の工程内リサイクル目的の炉であっても、アセスメント(法)や説明会(条例)が必要となるため、スムーズな生産活動に影響を及ぼしている。	重点要望項目

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の運用について。 (平成16年3月25日薬食発第0325001号、平成16-03-19第3号環境企発第040325001)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質(高分子化合物を含む)を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届出ることとされている。	c		化学物質の構成モノマーが全て既存化学物質や届出済みの新規化学物質であっても、合成された化学物質は構成モノマーとは別の物質として有害な性質を有する可能性があることから、化審法の目的に照らして、組成が異なるポリマーはそれぞれ新規化学物質としての届出と審査を行うことが必要である。なお、各国の化学物質規制法における新規化学物質(高分子化合物を含む)の取扱いについては、OECD等の場においてその整合化に係る議論が行われており、そこで議論が得られた場合にはそれらを踏まえて再検討することが適当であり、現時点で規制緩和を講じることは時期尚早であると考えられる。		z1300017	環境省	化審法において全ての構成モノマーが登録されているポリマーは登録免除とする改正	5062	50620001	11	化成成品工業協会		化審法において全ての構成モノマーが登録されているポリマーは登録免除とする改正	化審法におけるポリマーの取扱いについては、一般の化学物質と同様にポリマーごとに登録することになっていますが、欧州(EINECS)や米国(TSCA)の制度と同様に、当該ポリマーの構成モノマーが既に登録されていれば、新たな登録が必要でなくなるように改正していただきたい	ポリマーは単一モノマーから成るものと複数のモノマーの組み合わせで構成されているものがあり、種類は後者が圧倒的に多数である。したがって、化審法では若干の組成の違いでも別のポリマーとして登録する必要があり、類似ポリマーの登録数が不必要に多くなって、事業者のみならず規制側である届出も過大な負担を付けている。化審法が欧米制度のように改正できれば、この負担が大幅に軽減される。		
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)においては、新規化学物質を製造又は輸入する場合にはあらかじめ届出でて判定結果を受けなければならないことが必要であり、判定において用いられる試験方法及び試験を実施する施設に関する優良試験所基準(GLP)が定められている。試験方法についてはOECDテストガイドラインに、GLPについてはOECD-GLP原則に準拠している。	e		化審法に関連する試験方法、GLPは左記のとおり国際的に調和している。また、これらの試験データの相互受け入れについては、OECDの「化学物質の評価におけるデータ相互受け入れに関する理事会決定」において、OECDテストガイドライン及びOECD優良試験所基準(GLP)に基づいてある加盟国(オーストラリアに参加する非加盟国を含む。以下同じ。)で得られた試験データは、他の加盟国の評価においても受け入れられると規定されており、既に対応されているものである。従って、当該事項は事実認識である。		z1300018	環境省	化学物質の試験方法の国際統一と試験結果の相互認証の促進	5062	50620002	11	化成成品工業協会		化学物質の試験方法の国際統一と試験結果の相互認証の促進	化審法に関連して、化学物質の試験項目・試験方法の国際的な共通化および試験結果の世界的な相互認証を促進していただきたい	産業のグローバル化に伴って、1つの新規化学物質を上市する国数が増加し、それにかかる費用と時間も非常に増大しています。試験項目と規制にかかる判定基準は国別の国間によって設定されるべき部分が多いと考えられるが、試験方法と試験結果(データ)は国際的に共通化・相互認証できる項目であり、産業のグローバル化に対応して促進されるべきである		
廃棄物処理法第4条第1項、第2項、第6条の2第1号、第7条第10項第1号	廃棄物処理法第6条の2第2項に基づき、市町村は、委託基準を遵守して、市町村以外の者に一般廃棄物の処理を委託することができる。	d	-	廃棄物処理法上、市町村は自らが策定する一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の廃棄物の収集・運搬及び処分を行わなければならないこととされていることから、一般廃棄物の処理を市町村が自ら実施するか、民間業者に委託するか、許可業者を活用するかについては市町村の裁量に委ねられているものである。この際において、廃棄物の内容が複雑多様化しているため、個々の市町村で処理することが困難となり、専門の業者に処理を委託する方が効率的かつ合理的になってきているとあるが、現行においても、市町村は必要に応じて市町村以外の一定の処理ノウハウを有する者に一般廃棄物の処理業務を委託することが可能である。		z1300019	環境省	廃棄物処理業務の民間委託の推進	5075	50750001	11	株式会社北海道企画開発研究所	1	廃棄物処理業務の民間委託の推進	市町村が行っている廃棄物処理業務を民間業者主体の処理に変えるため、廃棄物処理法第4条第1項、第2項、第6条の2第1号並びに第7条第10項第1号等の関連規定を改正する。	市町村は、廃棄物処理法の規定に基づき、責任を持って一般廃棄物処理事業を行うこととなっている。しかしながら、現在では、廃棄物の内容が複雑多様化しているため、個々の市町村で処理することが困難となり、専門の業者に処理を委託する方が効率的かつ合理的になってきている。従って、一般廃棄物処理経費(行政経費)を大幅に削減し、民間における新規事業及び雇用の創出を行なうことによって、日本経済の活性化を図るため、一般廃棄物処理事業の民間委託の促進が必要であると考える。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法施行令第2条第12号、第6条第3号等	火力発電所等から排出される飛灰については、産業廃棄物に当たると認められ、産業廃棄物の埋立処分当たっては、産業廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分処理基準に則り、最終処分場に埋め立てしなければならないとされている。	c		飛灰は、ダイオキシンや重金類が含まれるなど、不適正に処理されると生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。御要望の飛灰が不要物である以上産業廃棄物の適用を受け、適正な処理が必要とされる。また、御要望におけるリサイクルの方法が不明であるが、リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱うのが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。また、鉱物の採掘跡の地下空洞は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。そのため、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な方法により充填を行うべきである。		z1300020	環境省	空洞埋戻しに用いるフライアッシュの廃棄物処理法の適用除外	5085	50850002	11	飛島建設株式会社	2	空洞埋戻しに用いるフライアッシュの廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として火力発電所から発生するフライアッシュを用いる場合、フライアッシュを廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、この埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能なフライアッシュを廃棄物から除外することとし、このフライアッシュを材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対応するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行方充填工法の一部に用いるフライアッシュを廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生しているフライアッシュの有効利用の促進にも有効である。	・資料1(全国)の石炭・亜炭廃坑分布) ・資料2(東海地方の例)にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(石炭火力発電所から発生するフライアッシュ)
廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第6条第3号等	製紙工場から排出されるペーパースラッジ焼却灰は、産業廃棄物に当たると認められ、産業廃棄物の埋立処分当たっては、産業廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分処理基準に則り、最終処分場に埋め立てなければならないとされている。	c		ペーパースラッジ(製紙工場の汚泥・焼却灰)は、ダイオキシンが含まれるなど、不適正に処理されると生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。御要望のペーパースラッジ焼却灰が不要物である以上産業廃棄物の適用を受け、適正な処理が必要とされる。また、御要望におけるリサイクルの方法が不明であるが、リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱うのが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。また、鉱物の採掘跡の地下空洞は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。そのため、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な方法により充填を行うべきである。		z1300021	環境省	空洞埋戻しに用いるペーパースラッジ焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	5085	50850003	11	飛島建設株式会社	3	空洞埋戻しに用いるペーパースラッジ焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として製紙工場から発生するペーパースラッジ焼却灰を用いる場合、焼却灰を廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、この埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能なペーパースラッジ焼却灰を廃棄物から除外することとし、この焼却灰を材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対応するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行方充填工法の一部に用いるペーパースラッジ焼却灰を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している焼却灰の有効利用の促進にも有効である。	・資料1(全国)の石炭・亜炭廃坑分布) ・資料2(東海地方の例)にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(製紙工場から発生するペーパースラッジ焼却灰)
廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第6条第3号等	下水処理施設から発生する下水汚泥焼却灰は、産業廃棄物に当たると認められ、産業廃棄物の埋立処分当たっては、産業廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分処理基準に則り、最終処分場に埋め立てなければならないとされている。	c		下水汚泥焼却灰は、ダイオキシンや重金類が含まれるなど、不適正に処理されると生活環境保全上の支障が生じるおそれがある。御要望の下水汚泥焼却灰が不要物である以上産業廃棄物の適用を受け、適正な処理が必要とされる。また、御要望におけるリサイクルの方法が不明であるが、リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱うのが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに扱われることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。また、鉱物の採掘跡の地下空洞は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。そのため、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な方法により充填を行うべきである。		z1300022	環境省	空洞埋戻しに用いる下水汚泥焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	5085	50850004	11	飛島建設株式会社	4	空洞埋戻しに用いる下水汚泥焼却灰の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料の一部として下水処理施設から発生する下水汚泥焼却灰を用いる場合、焼却灰を廃棄物としての取り扱いの適用から除外すること。ただし、これらの埋戻し材料は安全性が確認できたものを用いる。	リサイクル可能な下水汚泥焼却灰を廃棄物から除外することとし、この焼却灰を材料の一部に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対応するには、埋め戻しによって地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行方充填工法の一部に用いる下水汚泥焼却灰を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している焼却灰の有効利用の促進にも有効である。	・資料1(全国)の石炭・亜炭廃坑分布) ・資料2(東海地方の例)にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(下水処理施設から発生する下水汚泥焼却灰)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第6条第3号等	空洞埋戻しに用いる材料として、珪砂工場等において珪砂を選別する際に発生する粘土混じり微砂、あるいは砕石工場等において砂利を選別する際に発生する粘土が不要物である場合、産業廃棄物に当たると解され、産業廃棄物の埋立処分にあつては、廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分の処理基準に則り、最終処分場に埋め立てしなければならないとされている。	c		御要望の粘土等が不要物である汚泥に該当する場合、不適正に処理される上生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物処理法の適用を受け、適正な処理が必要とされる。また、御要望におけるリサイクルの方法が不明であるが、リサイクルを行うとしても、再生前の原料として取り扱うものが廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに取られることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。また、廃物の採掘跡の地下等は、陥没による被害に加え、採掘跡への不法投棄が大きな社会問題とされてきた経緯がある。そのため、周辺住民の安全及び環境保全上の観点から、確実な方法により充填を行うべきである。		z1300023	環境省	空洞埋戻しに用いる粘土混じり微砂および粘土の廃棄物処理法の適用除外	5085	50850005	11	飛鳥建設株式会社	5	空洞埋戻しに用いる粘土混じり微砂および粘土の廃棄物処理法の適用除外	空洞埋戻しに用いる材料として、珪砂工場等において珪砂を選別する際に発生する粘土混じり微砂、あるいは砕石工場等において砂利を選別する際に発生する粘土を用いる場合、これらを廃棄物として取り扱いは適用から除外すること。ただし、これらの材料は安全性が確認できたものを用いる。	珪砂工場および採石工場で発生するリサイクル可能な粘土混じり微砂および粘土を廃棄物から除外することとし、これらを材料に用いた空洞充填工法によって陥没などの危険性が高い石炭・亜炭などの採掘跡の地下空洞を埋戻す事業を行う。	地下空洞の陥没などの被害は地域の人命や財産に重大な危害を与える大きな社会問題になっているが、これを予防する対策は原因者不在や資金難が原因でほとんど進展していない。空洞の陥没に根本的に対応するには、埋戻しにまつて地盤を安定化することが最も確実である。その埋戻し工事として行う充填工法に用いる粘土混じり微砂あるいは粘土を廃棄物としての取り扱いから除外することで事業の円滑な運営を行うことができる。またこの事業は地盤の安定化と同時に、大量に発生している粘土混じり微砂および粘土の有効利用の促進にも有効である。	・資料1(全国の石炭・亜炭廃坑分布) ・資料2(東海地方の例にみる亜炭廃坑の分布と陥没事故) ・資料3(空洞充填工法) ・資料4(産廃副産物活用の道を開いた地下空洞充填工法)
廃棄物処理法施行令第2条第9号、第6条第3号等	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊が不要物である場合、産業廃棄物に当たると解され、廃棄物処理法施行令第6条第3号に規定する埋立処分の処理基準に則り、最終処分場に埋め立てなければならないとされている。	c		再利用を行うとしても、30cm以下に小割する前の原料として取り扱うコンクリート塊が廃棄物である以上、排出から再生品として売却、利用されるまでの過程においては、そんざいに取られることにより生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるため、廃棄物処理法の適用を除外することは不適当である。一方、御要望のコンクリート塊が有償売却できる性状のものであれば、廃棄物処理法の適用が除外される。		z1300024	環境省	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊の廃棄物処理法適用除外	5094	50940001	11	和歌山県	1	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊の廃棄物処理法適用除外	公共建設工事に伴い発生するコンクリート塊を廃棄物処理法適用除外とし、現場内あるいは工事間流用で再利用できるようにする。	工事に伴い発生するコンクリート塊を30cm以下に小割りし、道路路体、河川堤防の盛土材として使用する、等	コンクリート塊を現場内あるいは工事間流用で再利用する事により、処分費用を削減し、コスト削減を図る。	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号	適正化法施行令に基づき財産処分年限を定めている。	c		要望事項における既存の政令の廃止については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号において、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各官庁の長が定める期間…と定められている限り、廃止することは出来ないものである。ただし、同種の財産について処分制限期間を統一すべく法令等の改正が行われることとなった場合、当省の運用面において特段の問題はないと見られる。		z1300025	環境省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づき処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一(一本化)を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。	補助金適正化法第22条に基づき財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によらばつきが見られ、さらに改正後の値を定むには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるよう政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの例、鉄道コンクリートや購入したもののリノコン・サーバが同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
自動車NOx・PM法、大気汚染防止法	自動車NOx・PMに基づき、対策地域のトラックバス等、ディーゼル乗用車の排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	c		自動車NOx・PM法により、特に大気汚染の厳しい大都市圏に限った特別な規制として、道路運送車両法に基づき自動車登録制度を活用した車種規制を行うなど同法に基づき平成22年度までに環境基準を概ね達成させる目標に向け懸命の努力を掲げていること。 自動車登録制度によらず流入車の規制を行う場合においては、その担保手段となるべき路上取締りの体制整備や違反車両の確認方法の確立等も必要となるが、自治体によって体制や予算環境が大きく異なる現状を鑑みると、対策地域全体に流入する車をも含めた走行規制を国の制度として一律に導入することは困難。また、大気環境の良好な地域にまで、かかる特別の規制を及ぼすことは過剰規制となる。 昨年度から使用過程車の排ガス性状の劣化等について調査を実施中。この調査結果を踏まえ、各府県と連携し、使用過程車の排出ガス性能を良好に維持・確保する方策について検討していく。		z1300026	国土交通省、環境省	ディーゼル車の使用過程車対策の根本的な見直し	5095	50950016	11	東京都	16	ディーゼル車の使用過程車対策の根本的な見直し	自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。 車検時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定すること。	都における深刻な大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにある。 大気汚染を改善し、都民、国民の生命と健康を守るためには、国の責任で使用過程車対策の抜本的な見直しを行う必要がある。		
廃棄物処理法	近年、軽油取引税の脱税目的で、重油と軽油を混ぜ、不純物を取り除いた過程で生じた硫酸ピッチが処理されず放置され、容器の腐食による流出及び性状変化による亜硫酸ガスの発生による人の健康又は生活環境に著しい被害を生ずる事案が社会問題となっている。 廃棄物処理法では、廃棄物処理の各段階において適正処理を義務付けているが、従来改善命令に従わなかった場合の間接的な担保として罰則を設けている。 しかし、硫酸ピッチに関しては生活環境の保全上支障を生ずるような場合もあることから、廃棄物処理法を改正し、硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定し、定められた基準以外の処理を禁止し、これに反した場合は、不法投棄及び不法焼却と同等の量刑による重罰とした。(改正は、平成16年4月28日から6ヶ月以内に施行される予定)	d		今回の法廃棄物処理法の改正により、行政機関及び警察にあつては、早期の発見・摘発が実施され、生活環境の保全上の支障が生ずる前に対策が講ぜられるものと考えている。		z1300027	環境省	不正軽油対策	5095	50950017	11	東京都	17	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、溜納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講ずること。	平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ピッチの保管基準等の強化等がなされ、平成18年度の地方税法改正では、軽油取引税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲渡に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 しかし施行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ピッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。		
環境基本法第16条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されること(第16条第1項)であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないこと(第16条第2項)を規定している。 大気汚染に係る環境基準としては、現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシゲント(HO)5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テラクロロエチレン、シクロロメタンの4つの有害大気汚染物質について設定されている。	b		粒径2.5μm以下の微粒子状物質もいわゆるPM2.5の健康影響については、平成11年度から微粒子状物質等の曝露影響調査研究を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。 なお、粒子状物質対策については、粒径10μm以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく規制等、基準達成に向けた施策を講じているところであり、これらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。		z1300028	環境省	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	5095	50950018	11	東京都	18	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微粒子など微粒子(PM2.5)についての環境基準を設定すること。	微粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ディーゼル排出微粒子のほとんどが微粒子と言われている。 微粒子についての環境基準の設定を行うと、微粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。		